

「犯罪被害者週間」国民のつどい 浜松大会 講演資料

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡村 勲



おかもろ いさお
岡村 勲
弁護士

法廷ではいつも弁護人席にいた私が昨年、理不尽な犯罪によって家族を失い、傍聴人席に座る身となった。捜査記録の閲覧が許されない遺族が犯罪の真相を知るには、法廷での審理を傍聴するしか方法がない。しかし、法廷でのやりとりや証人尋問は聞けても、目撃者や加害者の捜査官に対する供述調書の全文が朗読されるわけではないし、傍聴人が実況見分調書や写真などを見ることはできないから、傍聴だけで事件の詳細を知ることはできなかった。

憲法や刑事訴訟法は、加害者に法的な地位を与え、権利を保障する規定を数多くおいているのに、被害者についての規定はほとんどない。これは犯罪を国の秩序、社会一般

裁判は裁判所、検察官、加害者・弁護人の三者だけで、被害者とは関係なく進められる。傍聴だけが真相を知る唯一の手立てだが、被害者には公判期日の変更申し立て権がないため、公判日に都合がつかないときは傍聴できなくなる。被害者には法廷での発言権も質問権も与えられていないから、加害者が勝手放題言おうとも、ウソをつこうとも、切歯扼腕しながら黙っていなければならない。

被害者、殊に重大犯罪の被害者は、加害者に厳しい刑罰が科せられることを願っているし、加害者に対する刑罰が、被害者の精神的な救済に役立つことも否めない。被害者が刑事裁判に関心を持つことは当然なのに、法廷をくみ取っていない。被害者をこのように刑事司法から遠ざけてしまっているのだろうか。

さて私は、被害者の加害者に対する損害賠償請求について、「付帯私訴制度」の復活を強く要望する。旧刑事訴訟法では、被害者が起訴されている加害者を相手に損害賠償の民事訴訟を起すと、刑事裁判と共に審理される付帯私訴の制度があったが、一九四八年の新法制定と共に廃止された。この制度では、被害者は公判に出廷し、加害者や証人を尋問し、記録の閲覧・謄写もできる。刑事責任と民事責任を同時に追及できるので、被害者救済の面からも、訴訟経済の面からも得策といえる。この制度が復活すれば、被害者参加の問題も解決することになる。

司法の扉被害者に向け

の利益に対する侵害とみて、犯罪者に対する刑罰権を国が独占し、刑事司法から被害者を排除したことに由来する。被害者は、告訴し、被害届を出し、参考人として取り調べに応じ、不起訴処分に対する検察審査会への審査申し立てをすることなど以外に、刑事司法へ参加する道が閉ざされている。

い。証人となったときのみ、質問された事柄に答えることができた。公判に至る過程でも同様である。被害者は捜査には参加できず、捜査情報の提供を受ける権利も、捜査記録を閲覧する権利もない。加害者側には公判で証拠とされる捜査記録の閲覧ができるのに、被害者にはできないのだ。検察官の不起訴処分についても、事前に意見を求められることなく、事後に不起訴理由の説明を受けることもない。

そこで私は、次のように改めることを提案する。捜査に支障をきたしたり、悪用される恐れがある場合を除き、被害者に捜査情報を提供し、捜査記録の閲覧を認める。不起訴処分にする場合には、事前に被害者の意見を聞き、理由を説明する。被害者が裁判所の許可を得て裁判に参加できるようにし、公判の立ち会い権、発言権、質問権、記録の閲覧・謄写を認め、期日の指定には被害者の意見も聞く。

論点

そこで裁判所に公判記録の閲覧をお願いした。「お気持ちには十分理解しますが、被害者には、法律上、公判記録の閲覧権がないので、お見せできません」という回答だった。確かに法律上はその通りである。しかし、公開法廷の記録ではないか。加害者側は閲覧・謄写できるのに、どうして被害者にはできないのか。自分が被害者となったことで、刑事司法の場で被害者の権利がいかに無視

せることが必要ではないのか。そこで私は、次のように改めることを提案する。捜査に支障をきたしたり、悪用される恐れがある場合を除き、被害者に捜査情報を提供し、捜査記録の閲覧を認める。不起訴処分にする場合には、事前に被害者の意見を聞き、理由を説明する。被害者が裁判所の許可を得て裁判に参加できるようにし、公判の立ち会い権、発言権、質問権、記録の閲覧・謄写を認め、期日の指定には被害者の意見も聞く。

元日弁連副会長。88年の高知学芸高校・上海列車事故の補償交渉で日本側の顧問団団長を務めた。69歳。

平成20年11月20日
 全国犯罪被害者の会（あすの会）
 米田委員作成

被害者に対して支出される金額と、加害者に対して支出される金額の比較
 (平成20年度予算)

被害者に対する支出	加害者に対する支出
被害者国選弁護事業経費 1900万円	被疑者・被告人国選弁護費用(法テラス) 90億6400万円
犯罪被害者等給付金 21億3600万円	矯正収容費 小計 2316億5700万円 (内訳) 食糧費 162億1100万円 医療費 15億1500万円 収容者被服費 12億7300万円 入浴に要する費用 4億9854万円 被収容者作業報奨金 22億9200万円 受刑者就労支援 1億6200万円 代用監獄内における被疑者・被告人の食料費等 67億9700万円 その他
合計 約21億5500万円	合計 約2407億2100万円

補償額における諸外国との比較

平成 19 年 1 月 24 日

白井委員作成

以下は、

経済的支援に関する検討会で実施した各国制度のヒヤリング結果と調査結果等を基に、
あすの会で算定したものである。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
人口	1 億3000万人 (2005年)	3 億人 (2005年)	6,000万人 (2005年)	6,000万人 (2005年)	8,300万人 (2005年)
総支給額	11億3000万 (2005年)	538億 (2002年)	290億 (2002年)	360億 (2005年)	225億 (2006年)
日本の人口比 に修正した時 の総支給額	11億3000万	233億	628億	779億	352億
1人あたりの 負担額	8円71銭	179円	483円	600円	271円